

議案第10号

令和3年度鹿児島県工業用水道事業特別会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度鹿児島県工業用水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入
第1款 工業用水道事業収益	489,798千円	△ 2,119千円	487,679千円
第1項 営業収益	307,151千円	0千円	307,151千円
第2項 営業外収益	182,647千円	△ 2,119千円	180,528千円
		支	出
第1款 工業用水道事業費用	636,769千円	△ 57,770千円	578,999千円
第1項 営業費用	626,757千円	△ 74,404千円	552,353千円
第2項 営業外費用	7,485千円	12,314千円	19,799千円
第3項 特別損失	2,527千円	4,320千円	6,847千円

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入
第1款 資本的収入	0千円	0千円	0千円
		支	出
第1款 資本的支出	98,801千円	△ 14,422千円	84,379千円
第1項 建設改良費	17,845千円	△ 14,422千円	3,423千円
第2項 企業債償還金	80,956千円	0千円	80,956千円

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	31,994千円	△ 171千円	31,823千円

第5条 予算第5条の次に次の1条を加える。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支出

 第1款 工業用水道事業費用

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一